

「職員の給与に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(平成 28 年 9 月 12 日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を 4 月時点で比較したところ、本市職員の給与が民間給与をわずかに下回っていましたが、その較差が極めて小さいことから、月例給については改定を求めないこととしました。

特別給（ボーナス）については、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を下回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.1 月分引き上げ、年間 4.30 月分とするよう勧告を行いました。

- 2 給与に関するその他の課題としては、高齢層職員の給与制度の在り方について、他の地方公共団体の動向等を注視しつつ、今後の給与水準の動向等を検証のうえ、検討する必要があること、配偶者に係る扶養手当を含む本市の扶養手当制度の在り方について、国及び他の地方公共団体の動向も注視しつつ、引き続き研究していくことを報告しております。

- 3 人事管理に関する課題としては、重要な社会的課題となってきた働き方の改革を推進し、時間外勤務の縮減に危機感を持って取り組む必要があることを報告するとともに、有為な職員の確保、女性職員のキャリア形成の推進、メンタルヘルスやハラスメント対策等の課題について報告しております。

- 4 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な処遇を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う勧告・報告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。